

e-Tax の開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用規約

国税庁は、コーナー利用者に国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー（以下「当コーナー」といいます。）を利用いただくに当たって、下記のとおり当コーナーの利用規約を定めます。本利用規約は、当コーナーを利用して e-Tax の開始届出手続又は変更届出手続（以下「開始届出手続等」といいます。）を行っていただくための利用条件等を定めるものであり、当コーナーを利用する方に適用されるものです。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、国税庁が運営する当コーナーの利用に関し、コーナー利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 「国税電子申告・納税システム」とは、国税庁（国税局、沖縄国税事務所及び税務署を含みます。）及び国税不服審判所に係る申告及び申請・届出等手続並びに国税の納付手続を汎用的に受付処理するシステムをいいます。
- 二 「コーナー利用者」とは、当コーナーを利用して e-Tax の開始届出書又は変更届出書を作成し、提出する者をいいます。

（コーナー利用者の責任）

第3条 コーナー利用者は、当コーナーの利用に伴って取得した情報を適切に管理するものとします。

- 2 コーナー利用者は、当コーナーに関する法令（法令の規定により定める事項を含みます。以下同じ。）及び国税電子申告・納税システムホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）（以下「e-Tax ホームページ」といいます。）に掲載する事項に従って、当コーナーを利用するものとします。

（著作権等）

第4条 国税庁がコーナー利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約を含みます。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める「知的財産権」をいいます。）は、国税庁に帰属し、コーナー利用者に移転又は帰属しません。

- 2 コーナー利用者は、国税庁がコーナー利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。
 - 一 本利用規約に従って当コーナーを利用するためにのみ使用すること。
 - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わないこと。
 - 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
 - 四 国税庁又は国税庁が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除し、又は変更しないこと。

（利用可能時間及び利用の停止等）

第5条 当コーナーの利用可能時間は、e-Tax ホームページに掲載する e-Tax の利用可能時間とします。

2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、コーナー利用者に対し、事前に e-Tax ホームページに掲載して、当コーナーの利用の停止、休止、中断又は制限をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく当コーナーの利用の停止、休止、中断又は制限をすることができるものとします。

- 一 機器等のメンテナンスが予定される場合
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は当コーナーに重大な障害が発生した場合
- 三 本システムの利用が著しく集中した場合
- 四 その他、国税庁において、当コーナーの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

(禁止事項)

第 6 条 コーナー利用者は、当コーナーの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 当コーナーを開始届出手続等以外の目的で利用すること。
 - 二 当コーナーに対し、不正にアクセスすること。
 - 三 当コーナーの管理及び運営を妨害すること。
 - 四 当コーナーに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
 - 五 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - 六 その他、当コーナーの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 国税庁は、コーナー利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当コーナーの利用を直ちに停止させることができるものとします。

(使用可能な文字コード)

第 7 条 当コーナーで使用可能な文字コードは、e-Tax ホームページに掲載する文字コードとします。ただし、使用可能な文字コードの範囲外となるものについては、コーナー利用者の判断により、使用可能な文字コードの範囲内から代替文字を選択するものとします。

(コーナー利用者の設備等)

第 8 条 コーナー利用者は、当コーナーを利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係る全てのものを含みます。以下同じ。）を自己の負担において準備するものとします。

また、機器の準備に必要な手続は、コーナー利用者が自己の責任で行うものとします。

2 当コーナーを利用するために必要な通信費用その他当コーナーの利用に係る一切の費用は、コーナー利用者の負担とします。

(免責事項)

第 9 条 当コーナーの利用に当たり、コーナー利用者本人又は第三者が被った損害について、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、国税庁とコーナー利用者との間における法律関係が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、国税庁の過失（重過失を除く。）に起因して生じた損害について、コーナー利用者本人又は第三者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り、国税庁は損害賠償責任を負うものとします。

(利用規約の変更)

第 10 条 国税庁は、利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は、国税庁と利用者との間における法律関係の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本利用規約を変更することができるものとします。

- 2 国税庁は、本利用規約の変更を行おうとするときは、緊急の場合を除き、変更の効力発生日の7日前までに e-Tax ホームページにおいて本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。
- 3 本利用規約の変更後に、コーナー利用者が当コーナーを利用するときは、コーナー利用者は変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

(準拠法)

第 11 条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

附則

本利用規約は、平成 18 年 1 月 4 日から施行します。

附則（一部改定）

本利用規約は、平成 20 年 1 月 4 日から施行します。

附則（一部改定）

本利用規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

附則（一部改定）

本利用規約は、令和 7 年 1 月 6 日から施行します。